

2002年に東京都が全国で初めて導入し、その後、各地で導入が進んでいる「宿泊税」について、既に実施している都市の事例を参考にその基本的な仕組みについてご紹介します。

※大津市が実際に導入する内容や、現在検討中の案を示すものではありません。

1. 宿泊税とは？

ホテルや旅館などに宿泊する人に対してかかる税金です。観光の環境整備や観光振興のための財源として使われることが多い税金です。（地方税法上の法定外目的税（地方税法に定められている税金以外で、特定の目的のために自治体が独自に設ける税金のこと。））

誰が払うの？：ホテル・旅館・民泊などの宿泊施設に宿泊する方にご負担いただきます。

何のため？：観光振興や観光客の受入れ環境の整備などに活用されます。

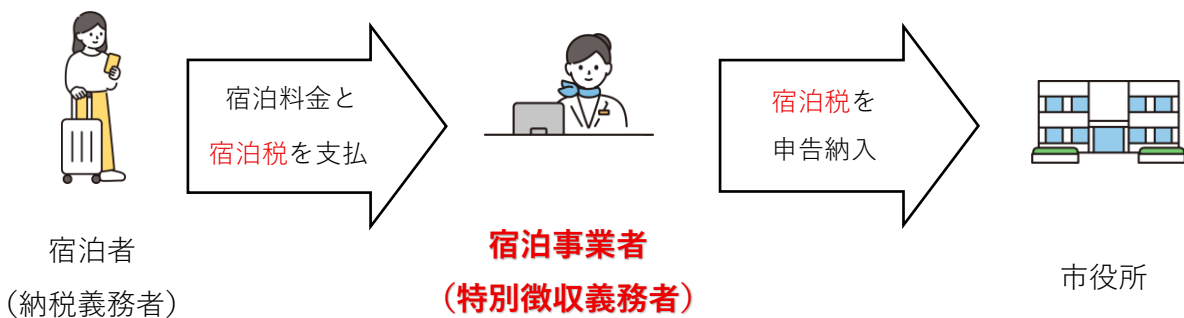
2. 税金の納め方（特別徴収）

宿泊税は、宿泊者が宿泊料金と一緒に宿泊事業者（宿泊施設）に支払います。税金を預かった宿泊事業者が、宿泊者に代わって自治体に申告・納入します。この仕組みを「特別徴収」といいます。

特別徴収義務者とは？

宿泊税を宿泊客から預かり、市へ納める役割を担う事業者のことです。通常はホテルや旅館などの宿泊施設の経営者が該当します。

【税金が納められる流れ】



（お問合せ先）

大津市宿泊税検討委員会事務局（大津市役所総務部市民税課 調査グループ）

電話番号：077-536-5721 メールアドレス：otsu1215@city.otsu.lg.jp

3. 税率の仕組み

税率の定め方には、主に以下の3方式があります。

【ケース】 ツインルーム利用

素泊まり 宿泊料 45,500円（税抜き） / 2名利用



定額制（弘前市）	段階的定額制（金沢市）	定率制（倶知安町）												
宿泊料金に関係なく、同じ金額の税額がかかる方式	宿泊料金の金額に応じて税額が変わる方式	宿泊料金に一定の割合をかけて税額を計算する方式												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>税率</th></tr> <tr><td>一律一泊 200円</td></tr> </table> <p>①税額 2名 × 200円 = 400円</p>	税率	一律一泊 200円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>宿泊料金</th><th>税率</th></tr> <tr><td>5千円未満</td><td>免除</td></tr> <tr><td>5千円以上 2万円未満</td><td>1泊 200円</td></tr> <tr style="border: 2px solid red;"><td>2万円以上</td><td>1泊 500円</td></tr> </table> <p>①1人当たりの宿泊料金 45,500円 ÷ 2人 = <u>22,750円</u> / 1人</p> <p>②税額 2名 × 500円 = 1,000円</p>	宿泊料金	税率	5千円未満	免除	5千円以上 2万円未満	1泊 200円	2万円以上	1泊 500円	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>税率</th></tr> <tr><td>宿泊料金の3%</td></tr> </table> <p>①1人当たりの宿泊料金 45,500円 ÷ 2人 = 22,750円 / 1人</p> <p>②課税標準額の算出 22,750円 → 22,700円 (百円未満切り捨て)</p> <p>③税額 22,700円 × 3% = 681円 / 1人 2名 × 681円 = 1,362円</p>	税率	宿泊料金の3%
税率														
一律一泊 200円														
宿泊料金	税率													
5千円未満	免除													
5千円以上 2万円未満	1泊 200円													
2万円以上	1泊 500円													
税率														
宿泊料金の3%														

※宿泊料金には、消費税や食事代などを含まない「素泊まり料金」を基準とすることが一般的です。

4. 宿泊税がかからない場合（課税免除）

※適用がない自治体もあります。

特定の条件下では宿泊税が免除されることがあります。

一般的な免除の例

- 修学旅行その他学校行事の生徒や引率者が宿泊する場合
- 小学生以下が宿泊する場合

5. 宿泊税がかからない場合（免税点）

※適用がない自治体もあります。

宿泊料金が一定額未満の場合、宿泊税がかからない仕組みを「免税点」といいます。

免税点の例

- 免税点 5,000円未満の場合
- 宿泊料金 1泊 4,000円 → 課税されない
 - 宿泊料金 1泊 6,000円 → 課税される